

2024年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ラ フ ィ コ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 長 谷 川 純 代  
( 東 証 ス タ ン ダ ー ド ・ コ ー ド 4 9 3 0 )  
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 管 理 本 部 長 榎 並 正 太 郎  
電 話 番 号 0 3 - 5 7 5 9 - 5 0 7 7

**(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ**

2024年5月22日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2024年5月22日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、お知らせしましたとおり、Church & Dwight Japan 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2024年4月12日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことであったため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2024年5月30日付「Church & Dwight Japan 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、株式併合は行われなかったこととなりましたので、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

(注) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年6月17日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（行使期間は2016年7月1日から2024年6月16日まで）
- ② 2014年12月25日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（行使期間は2016年12月27日から2024年12月25日まで）
- ③ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（行使期間は2017年10月16日から2027年10月15日まで）
- ④ 2015年10月15日開催の当社臨時株主総会及び2016年5月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2018年5月14日から2028年5月13日まで）
- ⑤ 2019年5月31日開催の当社臨時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2021年6月4日から2031年6月3日まで）

以上